

社会福祉法人聖愛育成会配食サービス事業実施要項

(目的)

第1条 この事業は、在宅の高齢者等が健康で自立した生活を送ることができるよう、配食サービスの提供及び食関連サービスの利用調整を行うことにより、食生活の改善と健康増進を図ることを目的とする。

(利用対象者)

第2条 本事業の対象となる者は、奥州市江刺愛宕下川原・川東・川西地区内に居住し、自ら調理ができない者又は困難な者で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯に属する者
- (2) 身体障害者手帳・知的障害者療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている単身世帯に属する者
- (3) 日中、同居家族が不在となる者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法人が当該事業の利用が必要と認める者

(運営)

第3条 本事業の運営は、社会福祉法人聖愛育成会が行い、聖愛園居宅介護支援事業所内に設置した総合相談窓口「聖愛みんなの相談窓口」が受付等の実務を行う。

(委託)

第4条 本事業に必要な食事調理業務等については、適切に業務が実施できると認められる業者に委託することができる。

(実施日)

第5条 本事業の実施日は毎週月曜日から土曜日までとする。ただし、日曜日、祝祭日、お盆(8月13日から8月16日)、年末年始(12月30日から1月4日)は休みとする。

(利用申請)

第6条 サービスを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、配食サービス利用申請書(様式第1号)を1週間前までに法人宛てに提出しなければならない。

(利用決定)

第7条 法人は、前条の申請を受けたときは、利用調整を行い、利用の可否を決定するものとする。

(利用変更)

第8条 サービス利用の決定を受けた者(以下「利用者」という。)は、決定を受けた内容を変更し、又は中止しようとするときは、配食サービス利用変更(中止)申請書(様式第2号)を法人宛てに提出しなければならない。

(費用負担)

第9条 利用者は、配食サービス利用料1食400円(税込)を負担するものとする。

2 利用者は、原則として配食サービス利用料を口座振替により支払うものとする。

(帳簿の整備)

第10条 法人は、この事業の運営に関し必要な帳簿を整備しておくものとする。

(補則)

第11条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、平成27年11月1日から施行する。

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

この要項は令和3年10月1日から施行する。